

令和7~9年度

とよあけ事業者応援 選べる補助金



補助率
1/2

上限
10万円

事業完了
後の申請
でOK!

- 雇用確保** 就職サイト等への掲載 など
- 人材育成** 業務に関する資格の取得 など
- 販路拡大** 展示会・ホームページ開設・看板設置 など
- 経営革新** キャッシュレス導入・ECサイト開設・業務の効率化 など

申請の流れ



お申し込み お問い合わせ

豊明市役所産業支援課 ☎ : 0562-92-8332
✉ : sangyo@city.toyoake.lg.jp

裏面もご確認ください



対象事業者

- 中小企業基本法で定義される、小規模事業者、中小事業者
- 豊明市内に事業所があり、事業を行っている者
- 市税の滞納がない者

補助金の額

補助対象経費（税抜）の1/2の額（上限10万円）

補助対象経費

区分	補助対象経費の具体例
雇用確保	<ul style="list-style-type: none">• 就職フェア・合同企業説明会への出展料• 就職サイト・就職情報誌への記事掲載料
人材育成	<ul style="list-style-type: none">• 事業を行う上で必要な資格の取得にかかった試験受験料
販路拡大	<ul style="list-style-type: none">• 展示会・見本市への出展料• ホームページ開設費• 事業用看板の制作・設置・改修費• 紙以外の新たな媒体による宣伝費
経営革新	<ul style="list-style-type: none">• キャッシュレス決済用端末購入費、リース料• ECサイト制作・出店料• 業務効率化用ソフトウェア・機械購入費・リース料

※上記具体例以外で補助金の申請をご検討される事業者の方は、お問い合わせください。

注意事項

- 令和7年度～令和9年度の3年度中に、1回限り補助金の交付を受けることができます。※同一年度内に同一事業者の交付金額が10万円に到達するまでは、複数申請があっても1回の申請とみなします。
- 事業の完了と支払いが同一年度である必要があります。

詳細は豊明市ホームページをご確認ください →

